

# 湖西市新型コロナウイルス感染症対策

## 基本方針

令和2年2月19日作成

令和2年2月27日更新

令和2年3月11日更新

令和2年3月19日更新

令和2年3月30日更新

令和2年4月 6日更新

令和2年4月14日更新

令和2年4月17日更新

### **1 イベント等の開催について**

緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、市主催のイベントの開催については、当面の間、自粛するものとする。

また、市主催以外の不要不急のイベントや集まりについても、開催の自粛を呼びかける。

### **2 市民への呼びかけについて**

市民には、引き続き油断することなく、手洗い、咳エチケットの徹底をお願いするとともに、換気の悪い「密閉空間」、多数の人が集まる「密集場所」、間近で会話や声を出す「密接場面」の「3つの密」の条件が重なる環境を避けるよう呼びかける。

また、感染が拡大している地域や都道府県をまたいだ不要不急の移動は、極力避けるよう併せて呼びかける。

### **3 市内の企業・事業所への呼びかけについて**

市内の企業・事業所へは、国や県が発信する情報等を適切に提供する。

風邪患者への休暇取得の勧奨、職場に出勤しなければならない従業員を減らす方法（テレワークや時差出勤等）の推進を呼びかける。

### **4 市内幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校等の対応について**

#### **(1) 小中学校について**

ア 4月7日（火）から5月6日（水）まで臨時休業とする。

イ 小・中学校の部活動は、中止とする。

(2) 放課後児童クラブについて

当初決められていた平常時の学校スケジュール（放課後時間帯）での開所とするが、可能な範囲で家庭での保育の協力を依頼する。

(3) 幼稚園、保育園、こども園について

ア 公立幼稚園及びこども園（幼稚園部）は、4月20日（月）から5月6日（水）まで休園とする。ただし、家庭での保育ができない場合は通常どおり登園してかまわない。また、預かり保育は通常どおりとする。

イ 公立保育園及びこども園（保育園部）は、4月20日（月）から5月6日（水）まで休園とする。ただし、家庭での保育ができない場合は保育をするが、可能な限り登園は避けていただく。

ウ 私立保育園及びこども園は各園の判断による。

(4) 給食の対応について

ア 小中学校は、5月8日（金）まで給食を中止する。

イ 公立幼稚園及びこども園（幼稚園部）は、4月20日（月）から5月29日（金）まで給食を中止する。

ウ 公立保育園及びこども園（保育園部）は、4月20日（月）から5月6日（水）まで給食を中止する。

エ 私立保育園及びこども園は各園の判断による。

## **5 市内公共施設について**

各施設の対応は、別紙のとおり。

## **6 その他**

- ・市内の経済活動への影響の把握と必要な経済対策の検討
- ・この方針については、国内や周辺地域での発生状況を踏まえ、段階的に改定する。
- ・基本方針に関する問合せ先は、健康増進課（電話：053-576-1114）とする。